

甲8号証

議案第110号

尾道市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年9月4日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市立学校設置条例の一部を改正する条例案

条例第 一 号

尾道市立学校設置条例の一部を改正する条例

尾道市立学校設置条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

尾道市立久保小学校	尾道市防地町22番40号
尾道市立長江小学校	尾道市長江三丁目10番4号
尾道市立土堂小学校	尾道市西土堂町18番6号

を

(仮称) 尾道市立久保・長江・土堂統合小学校 (学校名未定)	尾道市長江三丁目10番4号
--------------------------------	---------------

に改める。

別表第2中

尾道市立久保中学校	尾道市防地町22番40号
尾道市立長江中学校	尾道市長江三丁目10番4号

を

(仮称) 尾道市立久保・長江統合中学校尾道市防地町22番40号
(学校名未定)

に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年4月1日から久保小学校、長江小学校及び土堂小学校を統合し、
(仮称) 久保・長江・土堂統合小学校（学校名未定）を現長江中学校敷地に
設置するため、並びに同日から久保中学校及び長江中学校を統合し、(仮称)
久保・長江統合中学校（学校名未定）を現久保中学校敷地に設置するための
条例改正である。